

「福井ふるさと学びの森」登録要項

1 目的

福井県内の里山を活動場所として、自然体験・自然観察・自然再生の活動に取り組む団体およびその活動場所を「福井ふるさと学びの森（以下「学びの森」という）」として、福井県里山里海湖研究所（以下「研究所」という）が登録し、学びの森のネットワーク化を図ることにより、学びの森の全県展開を図り、より多くの県民が気軽に里山に触れ親しむ機会を増やす。

2 活動実施主体

学びの森の活動を行う団体、法人または自治体

3 登録項目

- (1) 学びの森の活動を行う団体、法人または自治体（以下「登録団体」という）の名称
- (2) 学びの森の活動を行う場所

4 事業内容

(1) 学びの森の活動実施

県内の里山において、広く県民を参加対象とした学びの森の活動を実施する。

なお、学びの森の活動とは次の（ア）～（ウ）の3つの活動をいう。

- （ア）自然体験：里山の素材による工作体験、森の遊び場づくり、ネイチャーゲーム等
- （イ）自然観察：生きもの観察、希少種生育調査、生きもの観察を伴う里山ウォーク等
- （ウ）自然再生：下草刈・間伐・植栽等の実施、間伐材等を活かした森づくり等

(2) 学びの森ネットワークの形成

学びの森相互のネットワーク化を図り、以下（ア）～（イ）の活動を行う。

- （ア）研究所がイベント情報等を取りまとめ、県民に向け一括した情報発信を行う。
- （イ）登録団体相互の活動状況の情報交換や合同研修会等を行い、学びの森の活動のレベルアップを図る。

5 登録要件

次の団体要件（1）～（4）および活動要件（1）～（4）の要件全てを満たすこと。

《団体要件》

- (1) 安全に実施するための安全管理体制および指導体制が整っていること
- (2) 確実に実施するための人員等の組織体制が整っていること
- (3) 活動場所について登録団体が確保もしくは所有者の承諾を得ていること
- (4) 各種法令を遵守していること

《活動要件》

- (1) 福井県内の里山において、学びの森の活動を行うこと
なお、学びの森の活動として規定する3つの活動については、当初から全て実施、もしくは将来的に全て実施するよう努めること
- (2) 計画的かつ継続的に実施すること
- (3) 広く県民を対象とすること
- (4) 特定の政党、宗教、思想の普及を目的としたものでないこと

6 活動情報の提供

登録団体は、学びの森の活動を実施する際には事前に活動概要が分かる資料（イベントチ

ラシ等)を研究所に提出すること。また、活動終了後にはその活動結果(内容、参加者数等)を研究所に報告すること。

7 支援内容

学びの森の活動実施に際し、研究所は登録団体に次の(1)～(5)の支援を行う。

- (1) 活動プログラムの提案
- (2) 専門家の派遣
- (3) 資機材の無償貸出し

〔 貸出し資機材：ウッドチップパー、薪割り機、組立式炭化炉、チェーンソー、草刈り機、ノコギリ、鉋、テント、折りたたみ机、ヘルメット、看板スタンド、携帯用給水タンク、屋外用マイクセット 等 〕

- (4) 学びの森の活動についての広報
- (5) その他

8 登録方法

福井ふるさと学びの森登録申請書(様式第1号)と関係書類を添えて、研究所に提出する。

9 選考方法

研究所において、登録要件に合致するか否かについて、書類選考および申請団体へのヒアリング、活動場所の現地確認を行い、登録団体および場所を決定する。

10 登録期間

登録日から当該登録日の属する年度の末日までとする。

ただし、期間末日までに、研究所または登録団体が特段の意思表示をしない場合は、1年間登録期間が延長されたものとみなし、以後、同様とする。

なお、登録要件を満たさなくなった場合には研究所が登録を取り消すことがある。

11 問合せ・申請書提出先

福井県里山里海湖(さとやまさとうみ)研究所

〒919-1331 福井県三方上中郡若狭町鳥浜122-12-1

TEL 0770-45-3580 FAX 0770-45-3680

メール satoyama@pref.fukui.lg.jp

ホームページ <http://satoyama.pref.fukui.lg.jp/>

12 その他

この要項に定めるもののほか、学びの森の登録に関し必要な事項は、研究所が定める。

附 則

この要項は、平成27年8月20日から施行する。

この要項は、令和元年8月2日から施行する。